

(問35－6) 農家が集まりグループ認証を取得した有機農産物又は有機飼料の生産行程管理者に対し、登録認証機関は、全てのほ場や施設に対して実地調査を実施しなければならないのですか。

(答)

有機農産物又は有機飼料の実地調査は、これまで登録認証機関の検査員が全てのほ場やほ場の関連施設(以下「ほ場等」という。)を対象に行ってきましたが、グループ認証による有機JASの利用拡大を図るため、今後は、新規認証の調査又はほ場等追加の調査の場合を除き、生産行程管理者等によるほ場等の管理・把握に関する1の条件を満たす場合に限り、2の方法によりサンプリングによる抽出ほ場等を対象にした実施調査を認めることとしました。

〔なお、1の条件を満たしている場合であっても、認証事業者は、これまでのように、全てのほ場等に対する実地調査を選択することができます。〕

1 生産行程管理責任者等によるグループの生産行程及び格付の管理・把握の実施方法に関する条件

(1) 次のとおりグループの生産行程及び格付の管理・把握を行っていること。

- ① 生産行程管理責任者又は登録認証機関が指定する講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理・把握に関する課程を修了した者が、全てのほ場等に対し、定期的(年1回以上)に、使用禁止資材の飛来・流入対策、農産物や肥料等の保管施設における区分管理の状況及び当該ほ場で収穫された農産物の出荷の管理等がグループで認証を受けるために必要な「内部規程」及び「格付規程」に基づき行われているかどうか、ほ場等を直接管理している者それぞれが作成している書類・記録等も用いながら確認の上、これらの結果について記録を付け、生産行程管理責任者が当該結果を把握していること。
- ② 上記①の確認は、確認対象のほ場等を直接管理する者とは別の者がほ場等を訪問し、適切に管理を行っているかを確認する。
- ③ 上記①において不適合が認められた場合、原因究明、即時措置(当該不適合者の認証対象からの除外など。)、再発防止策を適切に行い、当該事項について記録を付けている。

(2) 上記(1)の生産行程及び格付の管理・把握の実施方法について、規程類に具体的に定めている。

2 登録認証機関によるグループ認証に係る年次調査の実施方法

(1) 年次調査において、認証事業者の規程類に定められたとおり1(1)の生産行程及び格付の管理・把握が適切に実施されているかどうか以下のとおり確認する。

【確認方法】

- ・ 1 (1) ①～③の記録を確認するとともに、生産行程管理責任者等に 1 (1) ①～③の実施状況について聞き取りを行う。
 - ・ ほ場等に対する実地調査の際、次のとおり 1 (1) ①～③の実施状況について確認を行う。
 - － 生産行程管理責任者等による 1 (1) ①～③の実施状況について、ほ場等を直接管理している者から聞き取りを行う。
 - － 生産行程管理責任者等による 1 (1) ①～③の確認結果が、登録認証機関による生産行程の管理状況の確認結果と矛盾しないか確認する。
- (2) 実地調査の対象とするほ場の抽出について
- ① 実地調査を行う対象として抽出するほ場の数は、リスク(※)に応じ決定し、少なくとも 10 又は総ほ場数の平方根(小数点第一位を四捨五入)の多い方の数以上とし、抽出したほ場及び当該ほ場に関連する施設の実地調査を行う。
 - ※ リスク要因としては、ほ場等の周囲の状況、生産品目、使用資材、生産の方法、過去の不適合の状況、変更事項、ほ場等を直接管理している者の認証年数等が考えられる
 - ② 登録認証機関は、長期間にわたり登録認証機関が実地調査を行わないほ場等が生じないように調査を計画する。
- (3) 年次調査の結果、グループとしての生産行程の管理・把握が適切でなかった場合、登録認証機関の規定に基づき適切に是正要求等の措置を行い、サンプリング調査を直ちに中止し、全数調査に切り替える必要があります。